

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div data-bbox="165 368 1014 579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>70の2-1 （省略）</p> <p>70の2-1の2 課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定</p> <p>70の2-2～70の2-8 （省略）</p> <p>70の2-8の2 既存住宅用家屋等が面積要件及び<u>建築日要件</u>を満たすことの確認を受けるための書類</p> <p>70の2-9～70の2-15 （省略）</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>70の3-1～70の3-8 （省略）</p> <p>70の3-8の2 既存住宅用家屋等が面積要件及び<u>建築日要件</u>を満たすことの確認を受けるための書類</p> <p>70の3-9～70の3-15 （省略）</p>	<p>(同左)</p> <p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>70の2-1 （同左）</p> <p>70の2-1の2 課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は<u>特別住宅資金非課税限度額</u>の算定</p> <p>70の2-2～70の2-8 （同左）</p> <p>70の2-8の2 既存住宅用家屋等が面積要件及び<u>経過年数基準</u>を満たすことの確認を受けるための書類</p> <p>70の2-9～70の2-15 （同左）</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>70の3-1～70の3-8 （同左）</p> <p>70の3-8の2 既存住宅用家屋等が面積要件又は<u>経過年数基準</u>を満たすことの確認を受けるための書類</p> <p>70の3-9～70の3-15 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第70条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係]</p> <p>(課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定)</p> <p>70の2-1の2 贈与により措置法第70条の2第2項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の2-14までにおいて「住宅取得等資金」という。)を取得した年分に係る同条第1項に規定する住宅資金非課税限度額(以下70の2-1の2において単に「非課税限度額」という。)は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第2項第6号イ又はロに定める金額から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。</p> <p>なお、贈与により取得した住宅取得等資金を充てて同条第1項各号の新築等(同条第2項第1号に規定する新築等をいう。以下70の2-11までにおいて同じ。)をした住宅用の家屋が、同条第2項第6号イ又はロのいずれの場合に該当するかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行うことに留意する。</p> <p>(注)1 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金を充てて同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第6号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、特定受贈者ごとに同号イ又はロに定めるいずれか多い金額により非課税限度額を計算することに留意する。</p>	<p>[措置法第70条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係]</p> <p>(課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定)</p> <p>70の2-1の2 贈与により措置法第70条の2第2項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の2-14までにおいて「住宅取得等資金」という。)を取得した年分に係る同条第1項に規定する住宅資金非課税限度額(以下70の2-1の2において単に「非課税限度額」という。)又は特別住宅資金非課税限度額(以下70の2-1の2において単に「特別非課税限度額」という。)は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第2項第6号イ若しくはロに定める金額又は同項第7号イ若しくはロに定める金額から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。</p> <p>ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成31年3月31日までに同項第6号に規定する住宅用の家屋の同項第1号に規定する新築等(以下「新築等」という。以下70の2-11までにおいて同じ。)に係る契約を締結して同条第1項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。</p> <p>なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋が、同条第2項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロのいずれの場合に該当するかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロに規定する「最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約」の判定は、同項第6号イ若しくはロ又は同項第7号イ若しくはロの区分ごとに行うことに留意する。</p> <p>(注)1 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第6号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、特定受贈者ごとに同号イ又はロに定めるいずれか多い金額により非課税限度額を計算することに留意する。</p> <p>また、同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第7号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合も同様であることに留意する。</p> <p>2 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、同条第1項の規定の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る2以上の契約(平成31年4月1日以後に締結をしたものに限る。)があり、同条第2項第6号に規定する住宅用の家屋に該当するものと同項第7号に規定する住宅用の家屋に該当するものがあるときには、特定受贈者ごとに非課税限度額又は特別非課税限度額のいずれか多い金額について贈与税の課税価格に算入しない</p>

改正後	改正前
<p>2 既に同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合であっても同条第12項の規定の適用がある場合には、当該金額は非課税限度額の算定に当たって控除しないことに留意する。</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第9項第1号又は第2号に掲げる場合 同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第9項第3号に掲げる場合 同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること並びにその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が増改築等(措置法第70条の2第2項第4号に規定する増改築等をいう。)前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、措置法規則第23条の5の2第9項第3号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .</p> <p>(既存住宅用家屋等が面積要件及び建築日要件を満たすことの確認を受けるための書類)</p> <p>70の2-8の2 措置法令第40条の4の2第4項及び第9項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第4項第1号に掲げる要件に該当すること及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることについて措置法規則第23条の5の2第3項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p>	<p>こととなることに留意する。</p> <p>3 既に同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合であっても同条第12項の規定の適用がある場合には、当該金額は非課税限度額又は特別非課税限度額の算定に当たって控除しないことに留意する。</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の2-2 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第10項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(4)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第10項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、同号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .</p> <p>(既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類)</p> <p>70の2-8の2 措置法令第40条の4の2第4項及び第9項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第4項第1号に掲げる要件に該当すること及び措置法第70条の2第2項第3号に規定する経過年数基準に適合することについて措置法規則第23条の5の2第4項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2-11 措置法規則第23条の5の2第4項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第4項第1号イからへまでに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第4項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施）第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3-11までにおいて同じ。））、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（指定の公示等）第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（住宅性能評価）に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条（指定）第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の5の2第4項第1号トに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第4項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p>	<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2-11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからへまでに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施）第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3-11までにおいて同じ。））、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（指定の公示等）第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（住宅性能評価）に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条（指定）第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3-11までにおいて同じ。））が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号トに掲げる工事</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p>

改正後	改正前
<p>(3) 措置法規則第23条の5の2第4項第1号チに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第4項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>〔措置法第70条の2の6（(相続時精算課税適用者の特例)関係）〕</p> <p>（年の中途において贈与者の孫になった場合）</p> <p>70の2の6-1 年の中途において、その年の1月1日において18歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（注）令和4年3月31日以前に贈与により財産を取得する者については、20歳以上。</p> <p>〔措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係）〕</p> <p>（居住の用に供したとき等）</p> <p>70の3-1 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第8項第1号又は第2号に掲げる場合 同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第8項第3号に掲げる場合 同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること並びにその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家</p>	<p>(3) 措置法規則第23条の5の2第5項第1号チに掲げる工事 措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>〔措置法第70条の2の6（(相続時精算課税適用者の特例)関係）〕</p> <p>（年の中途において贈与者の孫になった場合）</p> <p>70の2の6-1 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の6第2項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、相続税法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（注）令和4年4月1日以後に贈与により財産を取得する者については、18歳以上。</p> <p>〔措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係）〕</p> <p>（居住の用に供したとき等）</p> <p>70の3-1 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第9項第1号又は第2号の場合 同項第1号イ(2)又は第2号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族が居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同項第1号ホ(4)又は第2号ホ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(2) 同条第9項第3号の場合 同号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、同号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の戸籍の附票の写しその他の書類で当該生計を一にする親族が当該増</p>

改正後	改正前
<p>屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .</p> <p>(既存住宅用家屋等が面積要件及び建築日要件を満たすことの確認を受けるための書類)</p> <p>70の3-8の2 措置法令第40条の5第3項及び第7項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第3項第1号に掲げる要件に該当すること及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることについて措置法規則第23条の6第3項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の3-11 措置法規則第23条の6第4項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第4項第1号イからへまでに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第4項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の6第4項第1号トに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第4項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請</p>	<p>改築等前に当該増改築対象家屋に居住していたこと及び当該増改築等後に当該増改築対象家屋に居住していることを明らかにするものの提出を約するもので、また、同号ホ(4)に掲げる書類にあっては、当該増改築対象家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供する予定時期の記載があるもので差し支えない。</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . .</p> <p>(既存住宅用家屋等が面積要件又は経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類)</p> <p>70の3-8の2 措置法令第40条の5第3項及び第7項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第3項第1号に掲げる要件に該当すること及び措置法第70条の3第3項第3号に規定する経過年数基準に適合することについて措置法規則第23条の6第4項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p> <p>(1) . . . (2) . . .</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の3-11 措置法規則第23条の6第5項第1号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれに定める書類をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法規則第23条の6第5項第1号イからへまでに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) 措置法規則第23条の6第5項第1号トに掲げる工事 措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請</p>

改正後	改正前
<p>に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の6第4項第1号に掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第4項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p>	<p>に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) 措置法規則第23条の6第5項第1号に掲げる工事</p> <p>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第4項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p>